業　務　仕　様　書

１　件名

令和５年度固定資産台帳等に関する相談業務

２　契約期間

契約締結日から令和６年３月31日まで

３　業務内容

（１）固定資産台帳登録マニュアル等に関する助言

ア　点検及び助言方法

受託者は、委託者から別途提示する固定資産台帳に関するマニュアル等（以下、「マニュアル等」という。）の内容を点検し、専門的な知見のもと総務省より公表されている「統一的な基準による地方公会計マニュアル」の内容に沿ったものとなるよう必要な助言等を行う。また、助言等は書面を基本とするが、必要に応じ受託者に対し、口頭で助言等を求めることができることとする。

イ　修正案の提示

受託者は、点検及び助言の結果、内容に修正が必要な場合は、その箇所と理由を説明のうえ、修正案を提示すること。

ウ　業務スケジュール

８月末まで　委託者からマニュアル等を提示
９月～12月　受託者にてマニュアル等の点検・助言等を実施
１月以降　助言等に基づき、委託者にてマニュアル等を再整備
※上記は想定であり、具体的なスケジュールについては、委託者と協議すること。

（２）個別事例に対する相談対応

ア　相談内容

固定資産台帳への資産計上方法、固定資産台帳登録マニュアルに関する相談一般。
※相談例は別紙「相談内容」のとおり。

イ　相談及び回答の方法

受託者は、各財産を所管する部署（以下、「相談者」という。）からの相談に対して、専門的な知見のもと地方公会計に則した取り扱いとなるよう回答を行う。相談は書面または口頭にて行うこととし、受託者は、回答に付する資料（Ａ４版１～３枚程度）が必要な場合は、併せて相談者に提出すること。

なお、相談及び回答は、原則相談者と受託者との間で直接やり取りをするものとする。

ウ　回答期限

相談内容が記された書面を受託者が受け取った日、または口頭で相談を受けた日から起算して、７日後（７日後が土日祝日にあたる場合は翌開庁日まで）を回答期限とする。

ただし、事案が複雑である等の理由により前記の期限までに回答することができないときは、受託者は相談者の同意を得て期限を延長することができる。

エ　想定業務量・スケジュール

10件

※相談内容ごとに１件として扱うこととし、通年での対応を前提とするが、４～８月までに相談が集中する想定

４　契約方法・金額・加算

本契約は、上記３業務内容（１）については業務一式での総価契約とし、（２）については相談対応１件あたりの単価契約とする。（２）の予定数量は10件とするが、あくまで予定数量のため、必ずしもこの件数を約束するものではない。

なお､相談１件あたりに要する時間は４時間とし､４時間を超える場合は４時間毎に、１件当たりの契約金額と同額を加算する。

５　報告

受託者は、実施した業務について、期限までに委託者に報告すること。

また、報告をもって各業務の完了とし、受託者は業務完了後、速やかに完了届により委託者に業務の完了を届け出ること。

（１）固定資産台帳登録マニュアル等に関する助言等

マニュアル等の点検結果・助言等（修正案含む）をとりまとめ、令和５年12月下旬までに書面にて委託者に報告する。なお、具体的な日程については、別途委託者との協議によるものとする。

（２）相談対応に関する報告

相談内容及び回答・相談者・相談日時等（資料がある場合は資料含む）をとりまとめ､書面にて委託者に報告する｡報告は､相談対応が完了した日の属する月ごとにとりまとめ､翌月10日までに行うこと｡また､相談者の同意を得て期限を延長した案件のうち、相談を受けた日から起算して１月を経過してもなお対応が完了していない案件については、別途経過等をとりまとめ報告すること。

なお、各期限日が土日祝日にあたる場合は翌開庁日までとし、３月分については３月31日までに報告すること。

６　検査・支払及び請求方法

（１）委託者は、完了届の受領後に、実施した業務がこの契約の内容に適合しているか否かを検査する。検査の結果が不合格となった場合は、受託者は遅滞なく業務の補正を行い、委託者の再検査を受けること。

（２）委託者は、検査合格後、受託者の請求に基づき、30日以内に契約金額を支払う。

7　報告先

〒060-8611　札幌市中央区北１条西２丁目　札幌市役所14階
札幌市財政局管財部管財課
電話：011-211-2222　Fax：011-218-5146
e-mail：zaisankanri@city.sapporo.jp

8　特記事項

（１）受託者は、業務遂行にあたっては、責任者・担当者を明らかにし、札幌市と密に連絡を取りながら誠実に履行すること。
（２）受託者は、札幌市から指導・助言を求められた際は、速やかに対応すること。
（３）受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
（４）本仕様書に定めのない事項、又は業務の実施にあたって疑問が生じた場合は、札幌市と受託者が協議してこれを定めるものとする。